

大報 ちばやあかさか

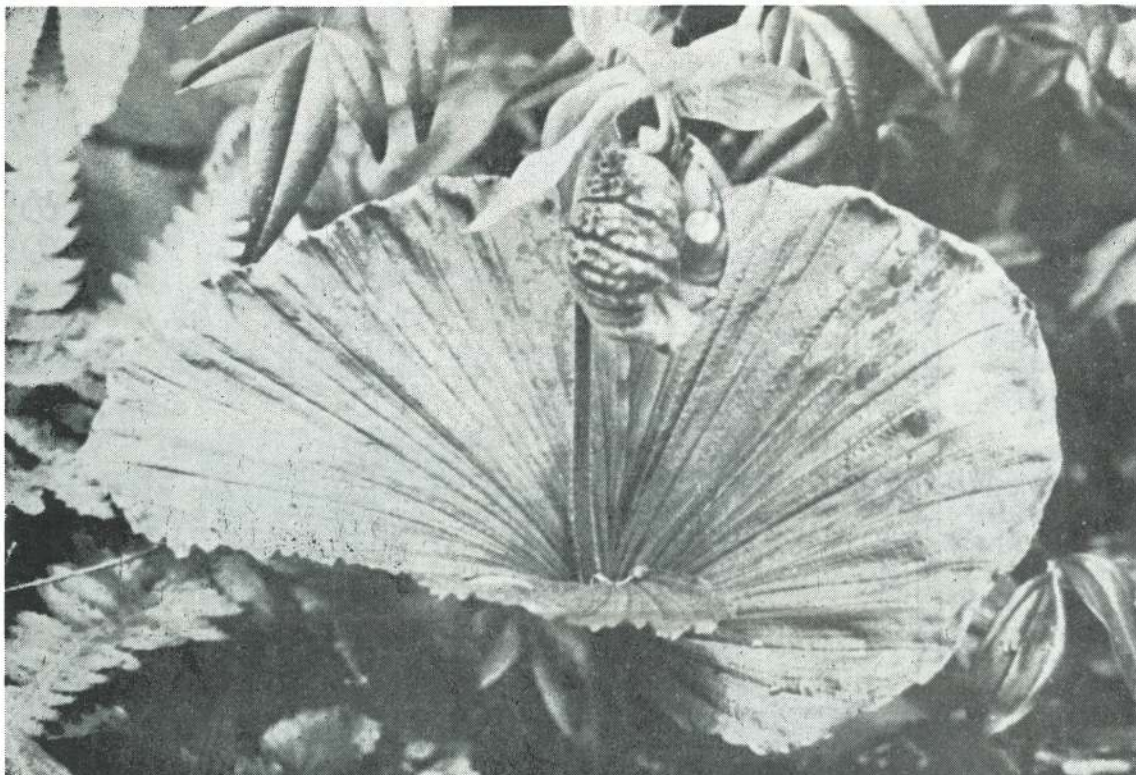
▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和53年8月末日現在)

世帯数	1,478戸
人口	6,177人
男	2,985人
女	3,192人

第74号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷



金剛山植物シリーズ

⑤

クマガイソウ

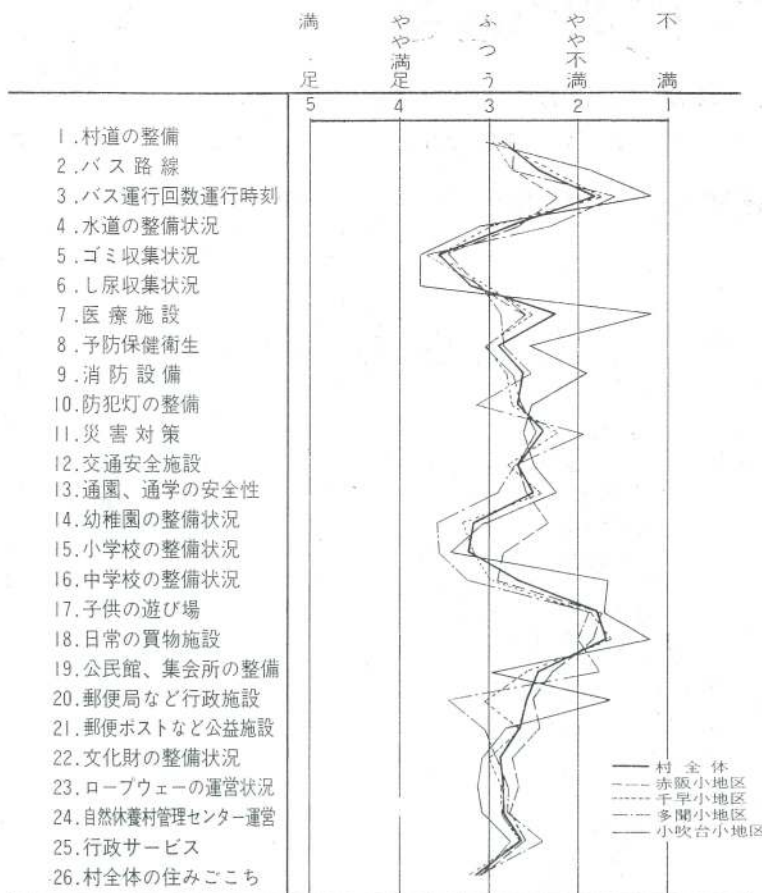
ラン科で、杉林などの林下に群生する多年草。根茎は長く地下をはう。茎は高さ二〇〜四〇センチで根茎の先から直立し、あらい毛が密生している。茎は下の方がさや状で上の二個は大きく扇形で多数の脈が放射状に出てたてひだがある。花は一五センチ位の大きな花で黄白色にうすい緑色をおび、上の外花被片は長だ円形でとがり、側片二個は合体して先は二裂している。内花被片は上の外花被片と同形で、内面に紫点と毛がある。唇弁は大きな袋となり、淡白色で紅紫色の脈があり他のランと異なった形をしている。

— 家の光協会 —

〔今月号の内容〕

◆金剛山植物シリーズ⑤	1頁	◆共同募金運動はじまる	6頁
◆住みよい村づくりのため②	2頁	◆障害に打ちかつ気力	6頁
◆村税メモ	3頁	◆こたえる企業	7頁
◆議会の動き	4頁	◆住宅統計調査にご協力を	7頁
◆今月のキャンペーン	4頁	◆未就業看護婦等	7頁
◆村税メモ	4頁	◆講習会開催のご案内	7頁
◆心身障害者(児)見舞	4頁	◆婦人の悩みごと相談は	7頁
◆金申請受付について	4頁	◆うまい話にご用心	7頁
◆国民年金保険料の納付	4頁	◆楠公史跡保存会	8頁
◆が困難なとき	5頁	◆研究部会(仮称)会員募集	8頁
◆長寿おめでとう	5頁	◆村と連ジュニアリーダー	8頁
◆秋の交通安全運動はじまる	5頁	◆講習会開かれる	8頁
◆昭和53年度飼犬登録並びに第二回(秋期)狂犬病予防注射を実施	6頁	◆身元不明死者の身元を捜す相談所の開談募集	8頁
◆救急車の要請は	9頁	◆自衛官及び自衛隊学生募集	8頁
◆保健所だより	6頁	◆祝電はお早めに	8頁
◆休日診療	6頁	◆火災発生時における住民の方へ	8頁
		◆非常災害用無線電話について	8頁

図-1 村の施設、施策の満足度(小学校区別)



(注1) 満足度を5点、やや満足度を4点、ふつうを3点、やや不満を2点、不満を1点とし、その加重平均で評価したものです。

住みよい村づくりのための

村民アンケート調査 ②

施設または施策の満足度

(図-1)

現在、村にある施設や村で行なっている施策について、日頃皆さんが、どの程度満足しておられるか満足度の集計結果を、お知らせします。

この設問には「村道の整備状況

「から」村全体としての住みごこち「までの二六項目を設定し、これに対する満足度の割合を記入していただいたものです。

二六項目を、1.交通の利便性、2.保健衛生、3.消防防災(交通安全施設を含む)4.教育施設、5.日常の利便性、6.行政に対する評価6.住みごこちの、七項目に整理し

て考えて見たいと思います。

1 交通の利便性

「村道の整備状況」は、赤阪小学校区を除けば「ふつう」の評価になっています。赤阪小学校区の間では特に桐山区の不満の割合が高くなっています。

「バス路線」「バス運行回数、時刻」等交通機関の「不満」の割合は七・三%と高く、なかでも小吹台小学校区九八・三%、多聞小学校区八〇・九%の人が不満を訴えております。

2 保健衛生

「ゴミの収集状況」「し尿収集状況」は全体的に評価が高くなっています。「診療所等の医療施設」を地区ごとにみると、小吹台区九四%、小吹区五九%、吉年区五〇%と不満の声が多くなっています。

小吹台区、小吹区同様交通の利便性に不満の声が多かった千早区では「不満」二九%「ふつう」四一%、「満足」一九%(残りは無記入)と他地区に比べて不満の声が少なくなっています。

これは週二回実施している出張診療の成果とも推察できるものの村内では比較的医療施設に恵まれていると思われる、水分区で四三%、森屋区三八%と不満の声があり、医療施設は、規模、内容等によって千差万別の考え方があるようです。

なお、水道の整備状況については、全体的に「ふつう」から「やや不満」の評価になっています。

3 消防、防災

「消防設備」「防犯灯」「崖崩防止などの災害対策」「交通安全施設」は全体的に不満の評価にかたむいております。

なかでも小吹台区では消防設備千早区では崖崩防止などの災害対策に対する不満の声が多くなっています。

4 教育施設

「幼稚園、小学校の整備状況」は比較的评价が高くなっているものの「通園、通学の安全性」は全体的に評価が低くなっています。「中学校の整備状況」では小吹台区六一%、小吹区五〇%と不満の声が多く、「満足」が「不満」を上回っている区は、水分区、二

河原辺区、下東阪区、吉年区、千早区となっています。

5 日常の利便性

「子供の遊び場」は、小吹台小学校区七九・九%、赤阪小学校区七四・六%、多聞小学校区六五・七%、千早小学校区は六四%が不満と答え、「日常の買物施設」では、小吹台小学校区九六・三%、千早小学校区七八・七%、赤阪小学校区六八・九%、多聞小学校区五八・八%と過半数以上の人が不便を感じております。その他設問にありました「公益施設」「公民館集会所などの施設」も不満の声が多く全体的に日常の利便性はよくないというのが一般的評価のようです。

6 行政に対する評価

行政サービスは全体的に「ふつう」四五・四%、「不満」三一・六%、「満足」八・八%(残りは無記入)となっており、地区別、小学校区別にみても差異のない結果になっています。

金剛山ロープウェー、自然休養村管理センターは、ふつうの評価が多くなっています。

7 住みごこち

村の住みごこちは全体的に満足の評価にややかたむいております。住みごこちの問題について自然環境、生活環境等を総合的にひくくめて考え、その結論から皆さんの考えを判断することは早計かもしれませんが、本村の場合、生活環境では余り評価できないが自然環境である程度評価できるといえるのが皆さんの結論のようです。これからの村行政としては自然環境の保全を図りつつ生活環境を改善することが課題になると思います。

図-2 村に必要な施設(2コ回答ですので200%になります)

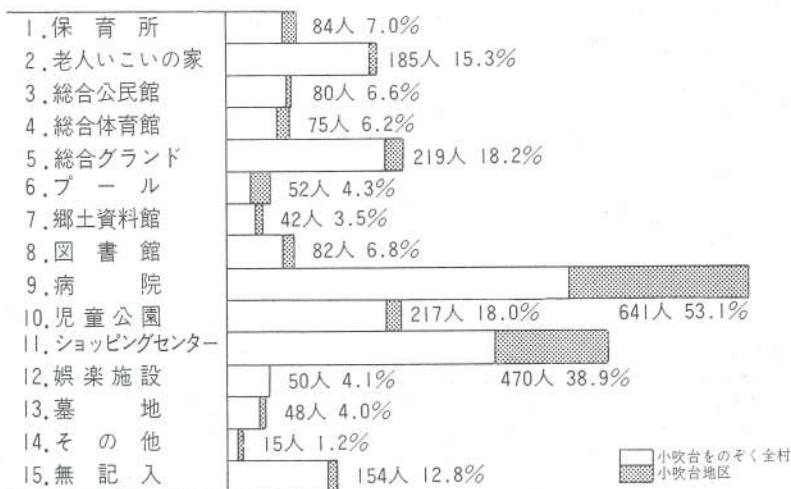
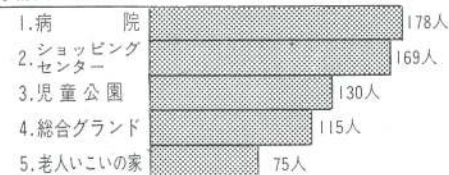
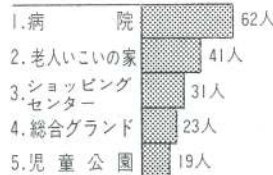


図-3 村に必要な施設(地区別上位5位)

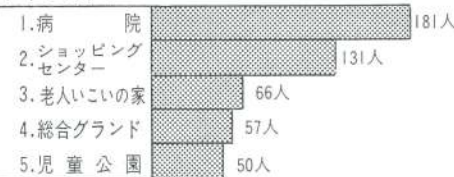
赤阪小地区



多聞小地区



千早小地区



小吹台小地区

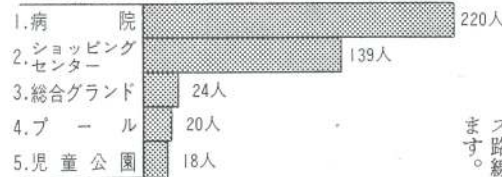
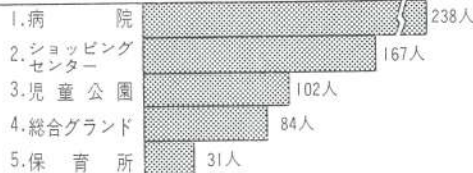


図-4 村に必要な施設(世帯主年代別)上位5位

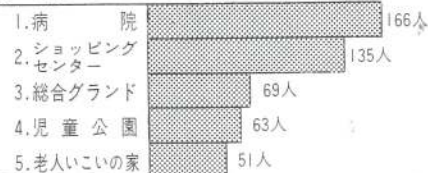
30代以前



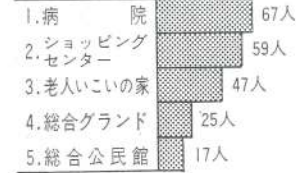
50代



40代



60代以降



施設の必要度(図-2・3・4)
現在村に設置されていない施設で、村および地区に早急に整備が必要と思われる施設では、第一位「病院」(五三・一%)第二位「ショッピングセンター」(三八・九%)第三位「総合グラウンド」(二八・二%)第四位「児童公園」(一八・八%)になっていきます。

二位、三位をまとめてみます。年代別にみまると、いずれの年代も病院、ショッピングセンターが一位、二位の順になっていますが、三位、四位には三〇代以前(三九才以前)で児童公園、総合グラウンド、四〇代では総合グラウンド、児童公園、五〇代以降では老人憩いの家、総合グラウンドの順になっています。

しかし、各施設の要望の比較は単にパーセントの比率が高いことのみで一律に判断できないといわれます。たとえば「保育所」「老人憩いの家」「墓地」等は家族構成の状態、年齢等によりある程度必要とする人が限られ全体からみるとパーセントが低くなる可能性があります。逆に「総合グラウンド」「総合公民館」等は利用対象者の範囲が広いので、パーセントが高くなる可能性があります。

この点、今後総合計画においても、慎重に考慮する必要があります。

アンケートの一番最後に自由意見欄を設けて皆さんの自由な意見をお聞かせいただきましたが、その意見欄から「施設または施策の満足度」「施設の必要度」に該当する意見を列記しますとやはり一番多かったのが医療施設の整備充実を中心とした意見が五〇件、バス路線等交通の問題が四五件あります。

その他上水道の雨後の汚濁に対する意見等があります。

小学校区別にみまると赤阪小学校区で、水道、道路等の問題、千早小学校区では水道の問題と、行政サービスに対する不満の意見があります。多聞小学校区では終バスの延長を主とした交通問題、小吹台小学校区では医療施設、中学校へのスクールバスの問題等の意見がありました。

(以下次号)

議会の動き

昭和五十三年第四回臨時会は、さる八月十八日開催され、一日の会期により決算の再認定一件について慎重に審議され、原案通り認定されました。

議決案件は左記の通りです。

▽第三十三号議案

(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算の再認定について

村税メロ

昭和五十三年度、固定資産税第三期分の納期は九月末日です。

本日も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

なお、府村民税第一・二期分、及び軽自動車税の未納のある場合は当日、併せて納付ください。

月 日	時 間	場 所
9月27日 (水)	午前9時～正午	川野辺集会所
	午前9時～正午	桐山金泉寺
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
9月28日 (木)	午前9時～正午	森屋青年会場
	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午後1時～午後4時	水分公民館
	午前9時～正午	中津原集会所
9月29日 (金)	午前9時30分～正午	役場小吹合連絡所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

今月のキャンペイン

お年寄りと税金

税制面で優遇 種々の特典が!!

国や府、村の重要な仕事の一つに社会福祉があります。お年寄りなど社会的、経済的に弱い立場にある人に対して、老齢福祉年金の給付や、老人医療費の無料、老人ホーム等の保護施設の拡充など、

いろいろな施策を行っています。このように、財政支出の面で社会福祉を充実する一方、お年寄りに税金の面でいろいろな特典が設けられていますので、そのあらましを説明しましょう。

●年齢が六十五歳以上で、所得金額が一千万円以下のお年寄りは、その人の所得(住民)税の計算をするとき次の二つの控除が受けられます。

●老年者控除は、(所得税二十三万円住民税十八万円)所得(住民)税は一年間の所得金額の合計額から基礎控除や扶養控除などの所得控除を差し引き、その残額に税率をかけて計算しますが、お年寄りの場合には、その所得控除の一つとして老年者控除があり所得税に於ては二十三万円、住民税では十八万円を所得金額から差し引くことができます。



心身障害者(児)見舞金申請受付について

九月一日より九月三十日まで

◎目的

千早赤阪村障害者(児)見舞金は千早赤阪村に居住する障害者(児)を激励し、その福祉の増を図ることを目的とする。

できます。

●老年者年金控除は七十八万円

国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給は、給与所得として税金の課税対象となりますが、お年寄りが受ける公的年金や恩給については、その年中の収入金額から、老年者年金特別控除として七十八万円を差し引くことができます。

従って、その年の収入が公的年金や恩給だけの場合は次の合計額までは税金がかからないことになります。

所得 780,000 + 230,000 + 500,000 + 290,000 = 1,800,000円
(老年者年金特別控除) + (給与所得控除) + (基礎控除) = (税金がかからない額)

住民税 780,000 + 180,000 + 500,000 + 200,000 = 1,660,000円
(老年者年金特別控除) + (老年者控除) + (給与所得控除) + (基礎控除) = (税金がかからない額)

◎受けられる人

毎年九月一日現在において引き続き一年以上、千早赤阪村に居住している障害者(児)であって次のいずれかに該当する人に支給します。

●身体障害者手帳を持っている人(身体障害者福祉法施行規則別表第五の一級～六級に該当する者)

●大阪府療育手帳制度実施要綱にもとづき療育手帳の交付を受けた人。

◎支給金額

身体障害者(児)

一級に該当する障害を有する者 年額 一五、〇〇〇円

二級に該当する障害を有する者 年額 一二、〇〇〇円

三級に該当する障害を有する者 年額 八、〇〇〇円

四級に該当する障害を有する者 年額 六、〇〇〇円

五級に該当する障害を有する者 年額 五、〇〇〇円

六級に該当する障害を有する者 年額 四、〇〇〇円

精神薄弱者(児)

療育手帳の程度欄にAと表示がある者 年額 一五、〇〇〇円

療育手帳の程度欄にB1と表示がある者 年額 八、〇〇〇円

療育手帳の程度欄にB2と表示がある者 年額 五、〇〇〇円

◎申請に必要なもの

印かん

身体障害者手帳または療育手帳

◎見舞金の申請及び時期

見舞金の申請を九月一日から九月三十日までの間に受付致しますので、役場住民課福祉係までお越しください。

国民年金保険料の納付が困難なとき

強制加入被保険者の方で、保険料の納付が困難なときは、その事情により保険料が免除されます。保険料を免除される人は、生活保護（生活扶助）を受けている人、障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金をうけている人で、届け出れば保険料が免除されます。また、生活扶助以外の生活保護をうけている人、あるいは所得が非常に低くて保険料を納めることが困難な人は、申し出て認められれば保険料が免除されます。但し保険料の免除された期間は年金額を計算するとき保険料は納めた期間の三分の一になります。また、免除された期間についてあとで追納することができません。（但し十年以内のものに限ります）申請免除の手続は、印かんと国民年金手帳をもって役場保険課年金係へお越しください。

長寿おめでとう

『九月は敬老月間』です

老人のしあわせを考えよう

九月は、多年にわたって社会に尽くしてこられたおとしよりを敬愛し、その長寿を祝うとともに、いつまでも明るく生がいのある毎日を過ごしていただけるよう、みんなが老人福祉について考え合う期間です。

村では敬老月間中の九月五日に村長が九十才以上のおとしよりを慰問したほか、八十才以上（一一〇人）のおとしよりに金一封、七十五才以上（二四七人）の方に敬老祝品、七十五才到達者には、記念写真、金婚式者には記念品をそれぞれおくりして、その長寿をお祝いしました。

また、ねたきり老人（三七人）にはお見舞の品を、七十才以上の方には村衛生婦人奉仕会のご厚意により、あめをそれぞれおくりさせていただきました。



敬老を祝い村より

祝金・祝品を贈呈

おとしよりの長寿と健康を願い九月五日村長が、九十才以上（七名）のおとしよりを慰問、その長寿を祝いました。

全国秋の交通安全運動

9月21日～9月30日

◎激増する 大坂の死亡 事故

交通事故の原因は、何といてもドライバークの交通マナーに欠ける運転が殆んどを占めています。

大坂を交通事故のない安全な街にしていくためには一人一人がそれぞれの立場で「安全で正しい交通」の習慣やマナーを実践することが大切です。秋の交通安全から交通マナー高め、交通事故防止に努めたいものです。

村民の皆さん、次の「実践ポイント」を必ず守って正しい交通マナーを身につけましょう。



▽ドライバークは

交通マナーの主役

レーンを守ってゆっくりに走ろう
・飲酒、スピード、信号無視などの無謀運転をやめよう。



▽歩行者は安全で正しい

横断マナーを

身につけよう

・道路や踏切を渡るときは、その手前で止まって安全を確かめよう。

・横断歩道を利用しよう

・とび出し、車の直前直後の横断はやめよう、やめさせよう。

・お母さんは、お子さんに愛の手を

・夜の歩行には「反射材」の利用を



▽自転車を利用するとき

はルールを守って他人に迷惑をかけないよう

・交差点では一時停止と安全確認を忘れず

・特に左折する大型自動車に注意しよう

・自転車の駐車は正しく、放置はやめよう。



富田 林 警察署
千早赤阪村交通安全対策委員会
駐在所

◎道路交通法が改正されます 十二月一日から

・夜間はライトをつけて走ろう。
・自転車には「反射材」をつけよう

・暴走族の禁止
二台以上の自動車で合流させて交通の危険を生じさせる行為をしてはならない。
・高速道路でガス欠の禁止等。
・安全運転管理者対策強化
・酒酔い運転は免許取り消しになります。
・暴走族は免許停止六十日、九点
・無車検、強制保険未加入運転は六、三十日免許
・無車庫車、道路上を保管場所として使用した場合二点
・使用者が運転者に過積載、過労酒酔いなどの違法運転をさせた場合その車に対する使用、使用禁止処分を行う。

昭和53年度飼犬登録並びに第二回

(秋期) 狂犬病予防注射を実施

昭和五十三年度飼犬登録並びに第二回(秋期) 狂犬病予防注射を左記のとおり実施いたしますので、もよりの場所です必ずお受けください。

なお、犬の首輪に登録鑑札と注射済票をつけて、つないで飼って

ください。

登録手数料 三〇〇円
注射手数料 八五〇円
注射済票交付手数料 三〇〇円
計 一、四五〇円

犬はつないで飼いましょう

昭和53年度第2回狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	場 所
10月5日 (木)	午前 9時30分～9時50分	小吹集会所前
	10時～10時20分	中津原集会所前
	10時30分～10時50分	多聞橋前
	11時～正午	千早農協前
	午後 1時10分～1時30分	吉年集会所前
	1時40分～2時	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	2時10分～3時	千早農協奥千早出張所前
10月6日 (金)	3時20分～3時50分	千早農協小吹台出張所前
	午前 9時30分～9時50分	桐山金泉寺下
	10時～10時20分	赤阪農協前
	10時30分～10時50分	川野辺集会所前
	11時～11時20分	建水分神社下
	11時30分～正午	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	午後 1時～1時20分	森屋消防倉庫前
	1時30分～2時20分	西楽寺前
	2時30分～3時	役場庁舎前

旧軍人に対する恩給法の一部が改正されました

巴(が)支給されます。但し、普通恩給又は一時恩給を支給されている方は該当しません。

◆申請受付 昭和五十二年十月一日から詳しく役場住民課まで

保健所たより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30～13:00) 第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30～ 第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30～10:30 毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30～13:00 第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射 毎月第1月曜日 9:30～11:00

休日診療

- ◆受付時間 午前10時～11時30分 午後1時～4時30分
- ◆所在地 富田林市大字甘山4592番地 (富田林病院敷地内)
- ◆電話番号 07212 ⑧ 1333

救急車の要請は

07212-4-8199へ

- 救急業務の運営については、病者の生命に重大なる影響を及ぼすものであり、慎重に検討し、法に基づき整備、人員等各規定をも考慮の上、昭和四十九年四月より
- ① 救急業務の対象になりません
 - ② 法定伝染病患者
 - ③ 一般の病気で、入院、通院の場合
 - ④ 搬送することにより、患者を悪化させる恐れのある場合
 - ⑤ 救急車を要請する場合
 - ⑥ 〇七二二(四)八一九九/あわてず、おちつき、住所(目標)患者氏名・年令・容態をハッキリとわかりやすく告げること。
 - ⑦ (できることなら、近くまで出ておいてください。)
 - ⑧ 救急車の要請にご協力を
 - ⑨ 交通事故が起きた場合、急病人が出た場合
 - ⑩ 〇七二二(四)八一九九にダイヤルすれば、救急車はすぐに出動します。
 - ⑪ しかしながら、救急車があるからといって、タクシーを呼ぶような考えから、やたらにダイヤルを回されては、救急車は何かあってまたりません。
 - ⑫ 救急車を呼ぶ場合は、2の①④までで示しました場合に限り、⑥までご理解のうえご協力をお願いします。
 - ⑬ 6病院の指定について
 - ⑭ 病院の指定については、救急隊員の指示に従うこと。

善意銀行

暖かい愛情のこもる預託を亡母の供養としていただきました。

一金参万円也

二河原辺 新田 勇殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は必ず目的に最大の効果があらわれますよう活用させていただきます。



共同募金
10月1から

千早赤阪村共同募金会

(患者、家族の方は、指定できません。)

7 患者の搬送について

患者の搬送は、治療を受けるまでですので、患者の帰宅については各自意願います。

※役場にそなえてあります緊急電話(一九)につきましては、火災風水害、地震等に利用願います。

十月一日から赤い羽根共同募金運動はじまる

十月は赤い羽根共同募金運動の月間です。わたしたちのあたたかい愛の手で、助けあいましょう。いただいた募金は恵まれない環境にある人達が幸せになるように児童福祉施設やからだの自由な人たちの施設などに贈られます。みなさんのご協力をお願いします。

障害に打ちかつゝ力

こたえる企業

九月は心身障害者雇用促進月間

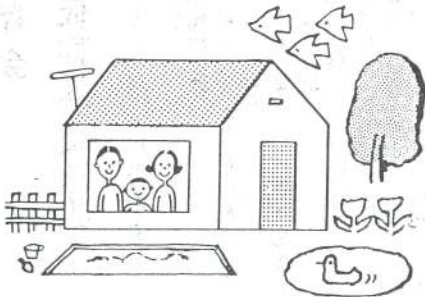
心身障害者の方々が働く場を得て、健常者とともに社会経済活動に参加し、そこに生きがいを見出し、いく。この身体障害者の方々の福祉の理念を達成するため職業安定機関では種々施策を講じてまいりました。今日社会全体の理解と関心がたかまり心身障害者の方々が様々な職場に進出して活躍する姿が見られます。しかし、心身障害者の雇用の現状はまだまだ十分なものではなく、社会連帯の理念にたった事業主の理解と合せ、心身障害者自身の職業人としての自立努力が必要です。

公共職業安定所では九月を「心身障害者雇用促進月間」と定め、一人でも多くの心身障害者の方々が職場に迎えられ、社会の中で活躍できるように願っています。村民の皆さん特に事業主の皆さんの理解と協力をお願いいたします。また、心身障害者の雇用を促進するための報奨金、助成金をはじめ各種優遇措置を講じております。心身障害者の雇用についての相談は、遠慮なく河内長野公共職業安定所へお問合せください。

☎〇七二一五三三〇八一

住宅統計調査にご協を

この十月一日には、全国的な規模で住宅統計調査が行われます。この調査は、全国の約五百万の住宅・世帯を対象とした「住宅の国勢調査」ともいわれる大規模な調査です。その結果は、国・都道府県や都市などが立案・実施する住宅建設計画・都市計画・環境整備計画などの基礎資料として用いられます。調査をお願いするお宅には、九月二十四日から三十日までの間に調査員が調査票の記入をお願いにあがりますので、ご協力をお願いいたします。この調査票に書かれた



事柄は統計を作るために使い、そのほかの目的に使うことはありませんから、安心して正確な申告をしてください。よろしくお願いいたします。

未就業看護婦等講習会開催のご案内

※とき

昭和53年9月25日(月)～10月4日(但し、土・日曜日を除く)
午前9時30分～午後3時30分

※ところ

大阪市天王寺区筆ヶ崎町50番地
大阪看護専門学校

☎〇六〇七七一五一一三

※受講資格

保健婦・助産婦・看護婦又は看護婦の資格を有し、再就職を希望する者。

※定員 五〇名

※受講料 無料

※申込方法

「往復ハガキ」に住所、氏名、年齢、免許の種類、離職期間を記入し、9月20日までに左記に申し込むこと。

社団法人、大阪府看護連合会看護職員無料職業紹介部

☎543 大阪市天王寺区筆ヶ崎町50番地

大阪赤十字病院内

☎〇六〇七七一五一一三

婦人の悩みごと相談は

大阪府婦人相談所へ

家庭の事情や不幸な境遇のために悩んだり、困っているあなたと一緒に、問題解決にとりくみます。

・相談は無料です。

・一時保護所もあります。

・相談内容については秘密厳守します。

詳細は左記へ。

大阪市天王寺区六万休町21

大阪府婦人相談所

☎〇六〇七七一五一一三

地下鉄谷町線四天王寺駅下車すぐ

うまい話にご用心

これがねずみ講の正体だ

ねずみ講をご存じですか

ひと口にねずみ講といっても、いろいろな種類があり、手口は巧妙をきわめます。

しかも、勧誘のときは「ねずみ講です」とは決して名のりません。「会員相互による助け合いの会で、共存共栄をモットーにする団体です」などと、耳よりな話を並べ、決してシッポを見せようともしません。それで、「三十万円出すと、会員の助け合いで五十倍以上になってかえってきますよ」などと勧誘されると、つい話のつてしまひ、あとで涙をみることになるのです。

痛い目にあわないうためには、なにはともあれ、ねずみ講のしくみをよく知っておくことです。そして、勧誘されたら、うまい話の正体を見破りましょう。

大多数が必ず

損をする

ねずみ講のしくみとその特徴をあげますと、

まず、講(コースなどという)に加入すると、一定金額を講の本部や先輩会員に送金するよう指示されます。同時に最低二名の新規会員の勧誘・加入が義務づけられます。さらに、この自分の「子会員」が、孫会員を加入させるといふように、ねずみ算的に増えていきます。そして、自分の子孫会員が一定数に増えると、講の本部

または子孫会員から送金されてくるといふものです。

ところで、ねずみ講は、一人から二人、二人から四人、四人から八人へと文字通り、ねずみ算式に会員が増えていきます。

ところが驚くなかれ、会員数は二十七段階までに一億三千四百二十一万七千七百二十七人となり、日本の人口をオーバーしてしまうのです。つまり、講そのものが破たんしてしまうわけです。

この算式からも分かるように、早く講に入った人だけが得をして、そのほかの大多数は、必ず損をするしくみになっています。

昨年三月、長野地方裁判所は、「ねずみ講の入会契約は、公序良俗に反するので、民法九〇条により無効である」として入会金の返還をねずみ講の主宰者に命ずる判決をいわたしました。(現在も東京高等裁判所で係争中です。)

国会でもこれを禁止する法律の検討が急がれています。あなた自身、ねずみにかじられる前にうまい話にのせられないようくれぐれもご注意ください。





楠公史跡保存会

研究部会(仮称)会員募集

楠公史跡保存会の事業が、年々発展してまいりましたことは、会員皆様のご協力の賜ものと厚くお礼申し上げます。

近ごろ各地の公民館や、成人大学講座等で「楠氏研究」がとりあげられつつあることはよろこばしいかぎりでありま。

地元といたしまして、史料文献等に基づいた研究が要請されていますので、この度次の通り「楠公史跡保存会研究部会(仮称)」を開設することになりました。会員皆様多数ご入会いただきます。

すようご案内申し上げます。

▼内容

①楠氏研究

毎月一、二回夜役場において

特に史料文献により研究

②きめこまかな楠氏史跡めぐりと現地研究

③村外楠氏研究諸団体との交流

④その他 郷土史研究

▼会費

不要

※申込先 役場観光課内

楠公史跡保存会事務局

〇七二一七二一四四七

さる8月7・8

日の2日間、千早

山の家で村こども

会のジュニアリー

ダー講習会が行な

われました。

この講習会は、

千早赤阪村こども

会育成連絡協議会

(井上昭司会長)

と村教育委員会

主催で、村こども

会活動の自主的な

活動を行うがすた

めのリーダーの養

成を目的としたも

ので、こども49人

と育成者11人が参

加しました。府立

青少年海洋センタ

ーから招へいた

野外活動指導員を

講師に、飯倉炊き

ん・ゲームソング



等に汗を流しましたが、特に赤々と燃えさかる炎をかこんでのキャプファイヤーは思い出として、いつまでもこどもの胸に残ることでしょう。このジュニアリーダー講習会で学んだことを、それぞれのこども会の活動に役立ててほしいものです。

自衛官及び自衛隊学生募集

募集種目	年令	学歴	受付	試験
幹部候補生	26才未満	大卒(含む見込)	10月2日 ～10月27日	11月6・7日
防衛大学校学生	21才未満	高卒	10月2日 ～10月21日	11月3・4日
防衛医科大学校学生	21才未満	(含む見込)	～10月21日	11月18・19日
2等男子	18才以上 25才未満	中卒以上	常時	受付時示す
陸海空士	25才未満	高卒見込	9月21日以降 常時	
婦人	18才以上 25才未満	中卒以上 (含む高卒見込)	10月2日 ～10月20日	10月下旬
自衛隊生徒	17才未満	中卒 (含む見込)	11月1日 ～12月23日	54年1月5日

くわしくは下記へお問い合わせください。

◆ 自衛隊河内長野募集事務所 ☎ 0721-54-5454

◆ 千早赤阪村役場総務課 ☎ 07217-2-0081~3

祝電はお早目に「115番」

結婚式のシーズンです。

お祝電報は週末・祝日・大安日は前日から祝電の受付が大変混みあいます。10日前からの予約受付は(配達日指定3日前まで受付150円割引)をご利用ください。日本電信電話公社・大阪中央電報局

火災発生時における

住民の方へお願い

サイレンがなった時は役場へ確認電話をかけないでください。

役場では、火災通報電話(一一九番)が入ると直ちに確認の上、サイレンによる消防団の招集及び電話による消防関係者等の連絡をとりまが、またサイレンを鳴らすと同時に、住民の方から多数の問合せ電話が役場に集中するため関係者等への連絡が取れないことがあり、事務上大変支障をきたします。

特に、夜間の場合宿直者が一人で通報の受理、サイレン、消防関係者等への連絡を行なわなければならない。状況をお察しの上、御協力をお願いいたします。

非常災害用無線

電話をご存じですか

日頃は、電信電話をご利用頂きありがとうございます。

電電公社では、皆様方のお電話が「いつでも」「どこへでも」「すぐ」つながるように日夜努力いたしております。

しかしながら、天災地変等で不通となる危険が予想されます。これに備えて万一の場合いつでも使えるよう「非常災害用の無線電話」を役場と多聞小学校に設置しております。

この電話は、警察機関および消防機関への通報、その他災害の発生救援等に関する緊急を要する通話を優先して取扱います。

しかし、通話の利用状況等からみて一般の通話にも利用していたいただけます。なお、電話のかけ方、料金等詳しいことは富田林電報電話局におたずねください。

毎年、春秋の彼岸の間、四天王寺境内において「身元不明死者の身元を捜す相談所」を開設して警察で取扱った身元不明者の身元発見に努めてまいりました。

今回も秋の彼岸に相談所を左記のとおり開設しますので、家出人や行くえ不明者の方は利用ください。

◆ 設置期間

九月二十日(水)～二十六日(火)までの七日間

毎日午前九時～午後四時までの

間

◆ 相談所の場所および名称

大阪府天王寺区元町十七番地

四天王寺境内の池前

「身元を捜す相談所」

なお、前記期間以外は、大阪府警察本部鑑識課(大阪市東区大手前二丁目三番地地下鉄谷町四丁目下車)で毎日午前九時～午後五時までの間(日・祝日を除く、土曜日は午前中)いつでもご相談に応じています。